

## 1 新型コロナウイルス対策マル経の概要

貸付対象者	新型コロナウイルス感染症の影響（注1）を受けた者のうち、最近1か月の売上高が前年又は前々年同期と比較して5%以上減少した者であって、売上減少申告書等（注2）を提出できる者
貸付限度	小規模事業者経営改善資金（以下「一般マル経」という。）とは別に1,000万円（ただし、日本政策金融公庫国民生活事業における新型コロナウイルス感染症特別貸付（以下「感染症特貸」という。）のうち、金利引下げ措置に対する3,000万円を限度とする限度額に含まれる等、他の貸付けと重複する場合の貸付残高合計額に限度がある。）（注3）
貸付期間 （うち据置期間）	運転資金：7年以内（3年以内） 設備資金：10年以内（4年以内）
貸付利率	当初3年間：特利F - 0.9% 3年経過後：特利F
下限利率	0.05%
資金使途	新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための設備資金及び運転資金
取扱期間	令和2年3月17日から令和2年3月31日まで（公庫申込受付分）。ただし、令和2年1月29日以降、一般マル経の申込みを行っている者が、新型コロナウイルス対策マル経の適用対象に該当する場合には、貸付日に遡って新型コロナウイルス対策マル経の適用を受けることができる。

（注1）「新型コロナウイルス感染症の影響」とは、新型コロナウイルス感染症の発生によって、当該事業者の事業活動に突発的に甚大な影響が発生しつつあるもの又は甚大な影響が発生されると懸念されるものをいう。

なお、いわゆる「風評被害」等合理的・客観的な理由が必ずしも存在しないにもかかわらず事業活動に影響が生じるもの等を含む。

（注2）売上減少に関する申告書は、別添1を参照

（注3）一般貸付、感染症特貸、一般マル経、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（以下「生活衛生改善貸付」という。）、新型コロナウイルス対策マル経及び新型コロナウイルス感染症の影響に伴う生活衛生改善貸付の特例部分（以下「対策衛経」という。）と重複する場合の貸付残高合計額の限度の考え方は、次表のとおり。

なお、「新型コロナウイルス対策マル経」と「対策衛経」を総称して、以下「新型コロナウイルス対策マル経等」という。

重複の種類	限度額
1 新型コロナウイルス対策マル経等と感染症特貸の利率低減措置との重複	新型コロナウイルス対策マル経等＋感染症特貸の利率低減措置 ≤ 3,000万円
2 新型コロナウイルス対策マル経等における重複	新型コロナウイルス対策マル経等（経営改善資金の別枠部分＋生活衛生改善貸付の別枠部分） ≤ 1,000万円
3 一般マル経等と新型コロナウイルス対策マル経等と消費税貸付1等（※1）との重複	経営改善資金（変経、国経、緊経及び新経を含む。）＋生活衛生改善貸付（変衛経、緊衛経及び新衛経を含む。）＋災害マル経等（※2）＋熊本災害マル経等（※3）＋西日本豪雨災害マル経等（※4）＋令和元年台風第19号等災害マル経等（※5）＋新型コロナウイルス対策マル経等＋消費税貸付1等 ≤ 3,000万円

重複の種類	限度額
4 一般マル経等と新型コロナウイルス対策マル経等と一般貸付との重複	経営改善資金(変経、国経、緊経及び新経を含む。)＋生活衛生改善貸付(変衛経、緊衛経及び新衛経を含む。)＋災害マル経等＋熊本災害マル経等＋西日本豪雨災害マル経等＋令和元年台風第19号等災害マル経等＋新型コロナウイルス対策マル経等＋一般貸付≤4,800万円
5 一般マル経等と新型コロナウイルス対策マル経等と一般貸付と感染症特貸との重複	経営改善資金(変経、国経、緊経及び新経を含む。)＋生活衛生改善貸付(変衛経、緊衛経及び新衛経を含む。)＋災害マル経等＋熊本災害マル経等＋西日本豪雨災害マル経等＋令和元年台風第19号等災害マル経等＋新型コロナウイルス対策マル経等＋一般貸付＋感染症特貸≤10,800万円

(※1)「消費税貸付1等」とは、消費税貸付1、経営基盤貸付1、流通活性化貸付1、流通業整備貸付1、生活衛生消費税貸付1、生活衛生基盤貸付1、生活衛生活活性化貸付1及び生活衛生整備貸付1をいう(これらの貸付は既に取扱を終了している。)

(※2)「災害マル経等」とは、東日本大震災に伴う経営改善資金及び生活衛生改善貸付の拡充部分をいう。

(※3)「熊本地震災害マル経等」とは、平成28年熊本地震に伴う経営改善資金及び生活衛生改善貸付の拡充部分をいう。

(※4)「西日本豪雨災害マル経等」とは、平成30年7月豪雨に伴う経営改善資金及び生活衛生改善貸付の拡充部分をいう。

(※5)「令和元年台風第19号等災害マル経等」とは、令和元年台風第19号、第20号及び第21号に伴う経営改善資金及び生活衛生改善貸付の拡充部分をいう。

## 2 事務取扱

売上減少が新型コロナウイルス感染症の影響によるものであることや、関連施策についても説明したこと等を確認のうえ、経営指導チェックシート(別添2)を作成し、売上減少の申告書とともに推薦書に添付する。

新型コロナウイルス対策マル経の適用案件であるのか、売上減少申告書等の添付等を確認のうえ、適用となる場合には、推薦書の表題横に次表の略号を記入する(推薦書記載の留意事項は別添3参照)。

	略号	記入要件	適用制度
(1)	新	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、前1の貸付対象者の要件を満たす者	新型コロナウイルス対策マル経
(2)	なし	上記以外の者	一般マル経

## 3 小規模事業者経営改善資金における借替の弾力化

小規模事業者経営改善資金について、次表の要件をいずれも満たす一般貸付及び特別貸付について、借替の対象とする(表中、下線部分が拡充箇所)。

なお、「新型コロナウイルス対策マル経」の貸付金をもって既往貸付を現貸決済するこ

とはできないため留意する。

改正後	現行
<p>(1) 既往貸付の残高合計額が 500 万円以下であること。</p> <p>(2) 無担保かつ第三者保証人による保証がないこと (注1)。</p> <p>(3) 次のいずれかの貸付を適用していること。</p> <p>ア 無担保融資特例制度 (注2) を適用した貸付</p> <p>イ 新創業融資制度を適用した貸付</p> <p>ウ 災害貸付</p> <p>エ 東日本大震災復興特別貸付</p> <p>オ 食品貸付、新規開業資金、女性、若者／シニア起業家資金、再挑戦支援資金及び新事業活動促進資金の東日本大震災関連</p> <p>カ 平成 28 年熊本地震特別貸付</p> <p>キ 食品貸付、新規開業資金及び女性、若者／シニア起業家資金の平成 28 年熊本地震関連</p> <p>ク 中小企業経営力強化資金</p> <p>ケ 平成 30 年 7 月豪雨特別貸付</p> <p>コ 令和元年台風第 19 号等特別貸付</p> <p>サ <u>新型コロナウイルス感染症特別貸付</u></p>	<p>(1) 既往貸付の残高合計額が 500 万円以下であること。</p> <p>(2) 無担保かつ第三者保証人による保証がないこと (注1)。</p> <p>(3) 次のいずれかの貸付を適用していること。</p> <p>ア 無担保融資特例制度 (注2) を適用した貸付</p> <p>イ 新創業融資制度を適用した貸付</p> <p>ウ 災害貸付</p> <p>エ 東日本大震災復興特別貸付</p> <p>オ 食品貸付、新規開業資金、女性、若者／シニア起業家資金、再挑戦支援資金及び新事業活動促進資金の東日本大震災関連</p> <p>カ 平成 28 年熊本地震特別貸付</p> <p>キ 食品貸付、新規開業資金及び女性、若者／シニア起業家資金の平成 28 年熊本地震関連</p> <p>ク 中小企業経営力強化資金</p> <p>ケ 平成 30 年 7 月豪雨特別貸付</p> <p>コ 令和元年台風第 19 号等特別貸付 (新設)</p>

(注1) 条件変更等により、貸付後に担保や第三者保証人による保証を徴求している債権は、借替の対象とはならない。

(注2) 平成 26 年 2 月 24 日より前に貸付決定した、第三者保証人不要融資制度を適用している債権を含む。